

生活家電の購入に対する支援制度について

2025.8.14改訂

1 支援の趣旨

令和6年能登半島地震により被災し、応急仮設住宅（賃貸型応急仮設住宅や市営住宅）に入居する方に対して、洗濯機・冷蔵庫・テレビ、エアコン等の購入支援をおこないます

2 対象者

- ① 応急仮設住宅に入居する者
- ② 目的外使用として市営住宅に一時入居する者
- ③ 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に入居する者

3 対象家電 及び 支援金額（上限）

①洗濯機・冷蔵庫・テレビ

家電1点につき**最大6万円**（消費税を含みます）

1戸あたり**総額13万円**（送料、設置料、消費税を含みます）

1戸あたり各家電1点まで、最大3点

※中古品・リース品も対象になります ※上記以外の家電は対象になりません



②エアコン（エアコンがなく、設置が必要な方・1台目に限る）

1戸あたり**総額10万円**（送料・設置料・消費税を含みます）

※中古品・リース品も対象になります ※超過分は自費になります

※冷房機能付きスポットクーラーも対象になります



4 支援方法

- ① 入居者が各自で対象家電を調達・設置し、自治体から経費の支弁を受ける方法
- ② 自治体が対象家電を調達する方法

5 申請に必要なもの

申請者：入居の契約者本人

申請者本人の書類を代理人が提出する場合は、申請者本人からの委任状【別添③】及び代理人の身分証明書が必要

必要なものは

- ① 自身で対象家電を購入・設置し、後日、市から経費を受け取る場合
 - ・申請書【別添②】 ・本人確認書類（写し）
 - ・賃貸型応急住宅三者契約書（写し）または入居決定通知書（写し）
 - ・家電購入に係る品目や金額の分かるレシートや領収書及び家電の種類が分かる書類
 - ・住宅に設置したことがわかる書類
 - ・受取口座を確認できる書類（写し）

- ② 市に対象家電の購入を依頼する場合

・申請書【別添①】 ・本人確認書類（写し） ・賃貸型応急住宅三者契約書（写し）

※メーカーや製品、仕様の指定はできません。

【注意】

- ① 令和6年1月1日以降の調達であること
 - ② 対象家電の調達・設置であること
 - ③ 同家電の調達・設置に要した費用であること
 - ④ 申請者または同居している者が調達したこと又は入居する住宅に設置されたこと
- ※購入物が不明確なレシートや領収書は不可。

【申請期限】 令和8年3月31日(火)まで

【お問合せ・申請先】 かほく市役所 防災環境対策課 TEL076-283-7124